

保全ニュースとうほく 【令和2年度 号外①】

～「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法（情報提供）～

新型コロナウイルス感染症対策の一環として“換気の励行”があげられています。厚生労働省から商業施設等の管理権原者に対して、「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法についてまとめられたリーフレットが令和2年4月3日付けで改訂されました。

多数の人が利用する建築物として、庁舎等においても参考となるポイントが記載されているため、保全ニュースとうほく号外からも情報提供いたします。

リーフレットには、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（以降、国家機関の建築物等の点検パンフレットと同様に「建築物衛生法」とします。厚生労働省当該リーフレットでは「ビル管理法」と省略されています。）における空気環境の調整に関する基準に適合していれば、**必要換気量（一人あたり毎時 30m³）を満たすことになり、「換気が悪い空間」には当てはまらないと考えられるとあります。**

なお、「換気の悪い密閉空間」はリスク要因の一つに過ぎず、**感染を確実に予防できるということまで文献等で明らかになっているわけではないことに留意する必要があります。**

建築物衛生法における空気調和設備を設けている場合の空気環境の基準

項目	基準
ア 浮遊粉じんの量	0.15mg/m ³ 以下
イ 一酸化炭素の含有率	100万分の10以下（=10ppm以下） ※特例として外気がすでに10ppm以上ある場合には20ppm以下
ウ 二酸化炭素の含有率	100万分の1000以下（=1000ppm以下）
エ 温度	1. 17℃以上28℃以下 2. 居室における温度を外気の温度より低くする場合は、その差を著しくしないこと。
オ 相対湿度	40%以上70%以下
カ 気流	0.5m/秒以下
キ ホルムアルデヒドの量	0.1mg/m ³ 以下（=0.08ppm以下）

※機械換気設備を設けている場合は、上記の表のアからウまで、カ及びキを遵守する必要があります。

国家機関の建築物等への対応について

国の庁舎等の場合、国家公務員法人事院規則 10-4 に基づき、勤務環境等について講ずべき措置として、規模にかかわらずすべての建物において建築物衛生法と同等の換気その他の空気環境の調整が義務づけられています。そのため、日常的な維持管理において対応①を実施いただきながら、必要に応じて対応②を追加することで、より充実した換気の励行を行うことができます。

対応① 機械換気（空気調和設備、機械換気設備）による方法

- ・建築物衛生法に基づく必要換気量が確保できていることを確認すること。
→施設の維持管理における定期的な点検結果から換気の状態を確認することが可能です。
- ・一人あたりの必要換気量が確保できるよう部屋の利用者数の上限を把握すること。
→施設を利用する方がより安全に過ごせる環境が確保できます。

対応② 窓の開放による方法

- ・換気回数を毎時2回以上（30分に1回以上、数分間程度、窓を全開する。）とすること。
 - ・空気の流れを作るため、複数の窓がある場合、**二方向の壁の窓を開放すること。**
窓が1つしかない場合は、**ドアを開けること。**
- ※換気回数とは、部屋の空気がすべて外気と入れ替わる回数のことです。

■換気方法等の詳細につきましては、

【厚生労働省リーフレット】「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法 をご確認ください。

■保全に関する相談窓口

東北地方整備局 営繕部 保全指導・監督室 担当者：室長補佐
TEL 022-225-2171（内線 5513） FAX 022-268-7833

東北地方整備局 盛岡営繕事務所 担当者：保全指導・監督官室長
TEL 019-651-2015 FAX 019-605-8115